

【手順2】 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続フロー

イベント	必要事項	必要書類等	留意事項
①事前準備	理事・監事候補者について 選任関係書類の徴取	就任承諾書	○任期は、⑥の定時評議員会で選任された日から2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款により短縮することも可） 例) ⑥の定時評議員会（令和3年6月頃）から令和5年4月～6月の定時評議員会の終結の時まで
		欠格事由等の確認書	○欠格事由に該当しないこと ○特殊関係に該当する者の有無 ○暴力団員等の反社会的勢力の者ではないこと
		履歴書	○再任のときは、内容の変更が無いことを確認したり、内容の変更を追記することで再徴取しないことも可。ただし、その場合は、候補者本人の確認記載（署名と日付等）を要する。
	評議員候補者について 選任関係書類の徴取	就任承諾書	○任期は、④の評議員選任・解任委員会で選任された日から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款により選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することも可） 例) ④の評議員選任・解任委員会（令和3年4月以降）から令和7年4月～6月の定時評議員会の終結の時まで
欠格事由等の確認書		○欠格事由に該当しないこと ○特殊関係に該当する者の有無 ○暴力団員等の反社会的勢力の者ではないこと	
履歴書		○再任のときは、内容の変更が無いことを確認したり、内容の変更を追記することで再徴取しないことも可。ただし、その場合は、候補者本人の確認記載（署名と日付等）を要する。	
理事会の招集		○理事会開催日までに1週間（中7日間）以上（定款等で規定された期間があればその期間）をあけて通知する	
②理事会開催			○決算に関する理事会は、定時評議員会開催日までに2週間（中14日間）以上あけて開催する
	評議員会に提案する理事候補者の決定		
	評議員会に提案する監事候補者の決定		○在任監事の過半数の同意（評議員会に監事候補者を議案として提出することに対する同意） 例) 同意書を徴取する、又は理事会議事録（同意した監事氏名の記載と当該監事の署名又は記名押印があるもの）を作成する
	評議員会の招集決議		
	評議員選任・解任委員会に提案する評議員候補者の推薦		
	評議員選任・解任委員会の招集決議		
	評議員選任・解任委員会の委員の選任 ※任期が満了している場合		○理事が評議員選任・解任委員会の委員になることは認められない ○少なくとも外部委員1名を選任すること
③事前準備	評議員選任・解任委員会の招集		○評議員選任・解任委員会開催日までに1週間（中7日間）以上（運営細則等で規定された期間があればその期間）をあけて通知する
④評議員選任・解任委員会開催	評議員の選任		○評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明する
⑤事前準備	定時評議員会の招集		○④で選任された新評議員ではなく、現評議員を招集する ○定時評議員会開催日までに1週間（中7日間）以上（定款等で規定された期間があればその期間）をあけて通知する
⑥定時評議員会開催	理事・監事の選任		○一括決議の禁止（候補者一覧等により一括決議することなく、候補者ごとに決議すること） ○理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 2 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 3 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者 ○監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない 1 社会福祉事業について識見を有する者 2 財務管理について識見を有する者
⑦事前準備	理事会の招集		○理事会開催日までに1週間（中7日間）以上（定款等で規定された期間があればその期間）をあけて通知する ○招集手続の省略により、⑥の定時評議員会の後に同日開催することも可
⑧理事会開催	理事長（必要な場合は業務執行理事も）の選定		○理事会の決議で選定すること。
⑨事後手続	理事長の変更登記		○2週間以内に登記（重任の場合も必要）
	市に理事長の変更届出		○重任の場合は不要
	評議員及び役員（理事・監事）の名簿の公表		○選任後の評議員及び役員（理事・監事）の名簿をインターネット（WAM NETなど）を利用して公表する